平成28年 4月 1日 部長決裁改正 平成30年 3月30日 課長決裁

1 趣旨

この要領は、「指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準」(平成18年3月14日厚生労働省令第34号)第3条の37に基づく介護・医療連携推進会議の設置及び運営について必要な事項を定め、もって地域との連携・交流を図りサービスの質の確保を図ることを目的とする。

2 設置及び開催

(1)介護・医療連携推進会議の設置が必要な事業所又は施設(以下「事業所」という。)は、 次の事業を実施する事業所とする。

定期巡回·随時对応型訪問介護看護

- (2) 介護・医療連携推進会議は、原則として事業所ごとに設置する。
- (3)介護・医療連携推進会議の開催頻度は、概ね6か月に1回以上とする。
- (4)介護・医療推進会議の開催方法については、事業所ごとに開催するほか、以下の要件を 満たす場合には、複数の地域密着型サービス事業所の合同開催も可能とする。
 - ア 利用者及び利用者家族については匿名とするなど、個人情報・プライバシーを保護すること。
 - イ 同一の日常生活圏域内に所在する事業所であること。
 - ウ 合同して開催する回数が、1年度に開催すべき介護・医療推進会議の開催回数の半数 を超えないこと。
 - エ 外部評価を行う介護・医療連携推進会議は単独開催で行うこと。

3 委員等

- (1)介護・医療連携推進会議の構成員(以下「委員」という。)は次のとおりとする。
 - ア 利用者又は利用者の家族
 - イ 地域住民の代表者
 - ウ 地域の医療関係者
 - エ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護について知見を有する者
 - オ 市の職員又は当該事業所を管轄する地域包括支援センター職員
- (2) 委員数は、上記アからオまでの各分野から1人以上、計5人以上とする。
- (3)「地域住民の代表者」とは自治会役員、民生委員又は老人クラブの代表者等をいい、「地域の医療関係者」とは地区医師会の医師等又は地域の医療機関の医師や医療ソーシャルワーカー等をいい、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護について知見を有する者」とは学識経験者、他法人事業所等管理者、高齢者福祉施設等ボランティア又はその他高齢者福祉や認知症ケアに携わっている者をいう。
- (4)委員への就任依頼については、各事業者から行うこととする。なお、「地域住民の代表

者」への依頼にあたっては、必ず自治会長等と調整しなければならない。

- (5)介護・医療連携推進会議の事務局は、当該事業者や事業所の職員が務める。
- (6)介護・医療連携推進会議を設置した事業者は、速やかに「介護・医療連携推進会議設置報告書」(第1号様式)をうるま市に提出するものとする。

4 開催場所

介護・医療連携推進会議は、当該事業所で開催することとする。ただし、特別の事情によりやむを得ず当該事業所で開催できない場合又は何らかの理由で他の場所で開催す必要がある場合はこの限りでない。

5 記録

- (1) 事業所は、介護・医療連携推進会議の議事内容について記録を作成する。
- (2) 事業所は、活動状況報告書(第2号様式。以下同じ)を作成しなければならない。自己 評価、外部評価を実施した際には、その概要についても同様とする。

6 関係機関等への報告及び公表

- (1) 事業所は、委員が介護・医療連携推進会議を欠席した場合には、当該委員に活動状況報告書を送付することとし、かつ意見を徴することができる。
- (2) 事業所は、介護・医療連携推進会議終了後速やかに、事業所が所在する市に対して活動 状況報告書及び介護・医療連携推進会議開催報告書(第3号様式。以下同じ)を提出する ものとする。また、毎年度4月末までに、前年度の介護・医療連携推進会議開催状況報告 書(第4号様式)及び介護・医療連携推進会議における要望・助言に対する対応状況等(第 5号様式)を市に提出するものとする。
- (3) 事業所は、活動状況報告書及び介護・医療連携推進会議開催報告書を事業所の窓口で閲覧に供さなければならない。
- (4) 事業所は、前項の活動状況報告書及び介護・医療連携推進会議開催報告書を、事業所のホームページ等を活用し、公表の機会が増えるよう努めること。
- (5) 事業所は、活動状況報告書及び介護・医療連携推進会議開催報告書を、サービス提供に 関する記録等を5年間保存することとしていることに鑑み、会議の記録も介護・医療連携 推進会議の完結の日から5年間保存するものとする。

7 プライバシーの確保

議論や様式の作成にあたっては、利用者個人のプライバシーに十分配慮するとともに、知り得た個人に関する秘密を漏らしてはならない。

附 則

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。